

広島県告示第百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和四年四月五日までの間、縦覧に供する。

令和四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道内海三津線	呉市安浦町大字赤向坂字河北一〇四三二番五地先から 呉市安浦町大字赤向坂字河北一〇四三二番一地先まで	令和四年三月二十二日